

【参考】

業務ごとの変更概要（第4.0版） 案

【第3.0版】から【第4.0版】（案）への変更概要（個人住民税・機能要件）

機能ID	第3.0版	検討経過	第4.0版(案)
1.1.48 事業所情報管理 0100077	特別徴収税額決定、変更通知の送付希望を管理(設定・保持・修正)できること。 ＜送付希望＞ ・電子媒体での受取希望(eLTAX以外)、早期発送希望、手渡し希望(同じ市役所関係の特別徴収など)、特別徴収税額決定通知の納税義務者用(3号別表)のみ希望	特別徴収税額通知(納税義務者用)の電子的送付の導入及び光ディスク等による副本送付の廃止に伴い、実装範囲の考え方を備考に追記した。	備考 電子媒体での受取希望(eLTAX以外)は令和5年度以前の区分を管理すれば、本機能要件を満たすこととする
1.1.76 納税承継人・納税管理人等管理 0100127	—	機能要件と記載例どちらの表記も認められる旨を備考に記載した。	備考 「様」について、以下のどちらかとするかについては、事業者のパッケージに委ねることとする。 「[送付先氏名]様([納税義務者氏名様]分)」 「[送付先氏名]様方([納税義務者氏名様]分)」
1.3.13 申告書発行 0100733	—	【第4.0版】にて、実装必須機能として成案 地方団体からの意見を踏まえ、住民税申告書を個別にオンライン及びバッチ出力できる機能を要件化した。 本機能は帳票を実装必須機能と定義しつつ、帳票の発行機能を明確に要件化していなかったため、4.0版にて要件化するもの。	個人住民税申告書を一括及び個別で発行できること。 なお、一括発行前に個別発行したときは、一括発行の対象外とできること。
1.4.67 電子データ住民税申告書 0100734	—	【第4.0版】にて、実装区分実装必須(※)として成案 地方団体からの意見を踏まえ、実装必須機能として本機能要件を追加する。	電子データ住民税申告書(eLTAX)による申告情報を取り込み、一括更新、管理(設定・保持・修正)できること。 備考 ※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。
1.4.68 電子データ住民税申告書 0100735	—	【第4.0版】にて、実装区分標準オプションとして成案 地方団体からの意見を踏まえ、標準オプションとして本機能要件を追加する。	電子データ住民税申告書(パンチ、申告支援システム)による申告情報を取り込み、一括更新、管理(設定・保持・修正)できること。 要件の考え方・理由 OCR・パンチデータ・申告支援システムデータの取込みは、団体毎の運用やシステムの構成により要否が異なるものであるため、標準オプション機能としている。
1.4.69 電子データ住民税申告書 0100736	—	【第4.0版】にて、実装区分実装必須機能(※)として成案 地方団体からの意見を踏まえ、実装必須機能(※)として本機能要件を追加する。	他団体への回送用データとして住民税申告書について、総務省形式のCSVレイアウトを個別の出力及び回送先の地方団体ごとに一括で出力できること。 備考 ※本要件については、団体の人口規模や組織体制に応じて機能の実装状況にかなりの差異があること等を勘案し、当分の間、【標準オプション機能】へと緩和して位置付ける。ただし、当該取扱いは、あくまで標準準拠システムへの移行期における過渡的なものと整理しており、今後、標準準拠システムの開発・導入状況や地方団体の意見等を踏まえながら、解消を図っていく予定である。

【第3.0版】から【第4.0版】（案）への変更概要（個人住民税・機能要件）

機能ID	第3.0版	検討経過	第4.0版(案)
1.4.70 電子データ住民税 申告書 ID:0100737	—	【第4.0版】にて、実装区分標準オプションとして成案 地方団体からの意見を踏まえ、標準オプションとして本機能要件を追加する。	取り込んだ電子データ住民税申告書の疑似イメージを生成し、参照及び削除ができること。 備考 イメージ化については、疑似イメージの作成(システムに保持する課税データを課税資料に合わせたレイアウトで表示)とその印刷を目的としており(本要件での要求事項は、機能要件欄に記載の通り)、イメージデータの管理(画像データの保持、修正等)は本機能の範囲外とします。 要件の考え方・理由 電子データを帳票の課税原票と同等の様式で確認し、業務の効率化や確認漏れの防止等を目的とした機能であるが、税務システムを利用して実施しているかは、システムの構成により異なるため、標準オプション機能としている。
1.4.71 電子データ住民税 申告書 ID:0100738	—	【第4.0版】にて、実装区分標準オプションとして成案 地方団体からの意見を踏まえ、標準オプションとして本機能要件を追加する。	取り込んだ電子データ住民税申告書の疑似イメージを出力できること。 備考 イメージ化については、疑似イメージの作成(システムに保持する課税データを課税資料に合わせたレイアウトで表示)とその印刷を目的としており(本要件での要求事項は、機能要件欄に記載の通り)、イメージデータの管理(画像データの保持、修正等)は本機能の範囲外とします。 要件の考え方・理由 電子データを帳票の課税原票と同等の様式で確認し、業務の効率化や確認漏れの防止等を目的とした機能であるが、税務システムを利用して実施しているかは、システムの構成により異なるため、標準オプション機能としている。
2.1.19 合算アラートチェック ID:0100297	課税資料のうち、住民番号が不明な申告情報は、未処理分、保留(処理したが調査に時間がかかるもの(少額の給与支払報告書等)及び放棄(海外へ出国するなど調査の必要のないもの)に区分して管理(設定・保持・修正)できること。 なお、保留については、複数の理由を設定でき、理由ごとに管理(設定・保持・修正)できること。複数の理由はメモでの管理も可とする。	「宛名番号」及び「住民番号」は同義でありながらも用いていたため、「宛名番号」に用語を統一した。	課税資料のうち、宛名番号が不明な申告情報は、未処理分、保留(処理したが調査に時間がかかるもの(少額の給与支払報告書等)及び放棄(海外へ出国するなど調査の必要のないもの)に区分して管理(設定・保持・修正)できること。 なお、保留については、複数の理由を設定でき、理由ごとに管理(設定・保持・修正)できること。複数の理由はメモでの管理も可とする。
2.1.20 合算アラートチェック 0100298	住民番号が不明な申告情報で、保留及び放棄とした対象は、合算処理及び税額計算処理の対象外とできること。	「宛名番号」及び「住民番号」は同義でありながらも用いていたため、「宛名番号」に用語を統一した。	宛名番号が不明な申告情報で、保留及び放棄とした対象は、合算処理及び税額計算処理の対象外とできること。
3.7.11 強制修正 ID:0100739	—	【第4.0版】にて、実装区分標準オプションとして成案 地方団体からの意見を踏まえ、地方税法に則った機能として本機能要件を追加する。	1人の納税義務者に対し、複数の特別徴収義務者を紐づけた上、それぞれの特別徴収義務者より支払給与額で税額を按分できること。

【第3.0版】から【第4.0版】（案）への変更概要（個人住民税・機能要件）

機能ID	第3.0版	検討経過	第4.0版（案）
4.3.9 年金特別徴収税額 に係る通知書発行 ID:0100599	—	機能IDが空欄となっていたため、修正した。	機能ID 0100599

【第3.0版】から【第4.0版】（案）への変更概要（固定資産税・機能要件）

機能ID	第3.0版	検討経過	第4.0版（案）
1.1.1 土地登記情報管理 ID:0120002	備考 ・「DV被害者等の「住所に代わる事項」については、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に規定する日から施行される。 また、以下の項目については、民法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に規定する日から施行される。 ・死亡の符号 ・相続人申告登記（法定相続人として申出をした者の氏名・住所） ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・検索用情報	民法改正事項として、改正前に想定される改正事項を備考を示していたが、法律の施行に伴い不要となった備考を削除する。	備考 以下の項目については、民法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に規定する日から施行される。 ・死亡の符号 ・相続人申告登記（法定相続人として申出をした者の氏名・住所） ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・検索用情報
2.1.1 家屋登記情報管理 ID:0120081	備考 ・「DV被害者等の「住所に代わる事項」については、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に規定する日から施行される。 また、以下の項目については、民法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に規定する日から施行される。 ・死亡の符号 ・相続人申告登記（法定相続人として申出をした者の氏名・住所） ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・検索用情報	民法改正事項として、改正前に想定される改正事項を備考を示していたが、法律の施行に伴い不要となった備考を削除する。	備考 以下の項目については、民法等の一部を改正する法律附則第1条第3号に規定する日から施行される。 ・死亡の符号 ・相続人申告登記（法定相続人として申出をした者の氏名・住所） ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・検索用情報
2.2.6 課税台帳作成 ID:0120110	機能ID 0120110+H137	誤記訂正として、機能IDの表記を改める。	機能ID 0120110
2.2.12 家屋現況情報管理 ID:0120121	・現況調査年月日	【第4.0版】削除 「機能ID:0120118と記載が重複している」として、標準仕様書3.0版にて削除すべき機能要件のため。	—

【第3.0版】から【第4.0版】（案）への変更概要（固定資産税・機能要件）

機能ID	第3.0版	検討経過	第4.0版（案）
3.1.1 課税台帳作成 ID:0120328	償却資産課税台帳は、納税義務者ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第26号様式、別表1、別表2に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜償却資産課税台帳情報＞ ・申告情報 ・申告内容確認調査結果情報 ・増加償却率情報 ・税額関連情報（相当税額、減免税額） ・納税義務者情報（共有情報を含む） ・申告書等の発送情報 ・一品ごとの適用する特例類型、特例率、適用開始年度、適用終了年度 ・一品ごとの適用する非課税類型、適用開始年度、適用終了年度 ・適用する固定資産税の不均一課税類型、適用開始年度、適用終了年度 ・一品ごとの適用する減免類型、減免率、適用を開始した日（もしくは開始期）及び終了した日（もしくは終了期） ・更正事由及び更正年月日 ・申告受付日 ・申告区分（全資産申告、増減資産申告） ・電算処理フラグ ・サマリ入力フラグ ・申告種類（書面、eLTAX） ・管理方法区分（資産なし、廃業等（市外転出も含む。）、新規） ・価格決定区分（市町村、総務大臣、都道府県知事、その他） ・課税区分（申告、みなし課税、推計課税） ・償却資産申告書・種類別明細書・増減確認はがき・種類別明細書（閲覧用）作成停止フラグ ・プレ申告データの作成停止フラグ ・1/1（元旦）取得フラグ ・課税処理保留フラグ ・資産増減区分（増減あり、増減なし） ・催告書発送情報 ・一品ごとの登録年度（入力時に自動登録されること） ・メモ ・対応経過の記録 ・物件番号（自動採番を前提としている。なお、自動採番の採番ルールについては、各事業者のパッケージ標準の採番ルールに従う。） ・法人基本情報	【第4.0版】機能ID:0120324から修正 地方団体より、制度上必要なデータ項目であるとの意見を受け、機能要件を修正した。	償却資産課税台帳は、納税義務者ごとに、様式記載事項（地方税法施行規則第26号様式、別表1、別表2に掲げる事項）に加え、以下の情報（様式記載事項は除く）を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜償却資産課税台帳情報＞ ・申告情報 ・申告内容確認調査結果情報 ・増加償却率情報 ・税額関連情報（相当税額、減免税額） ・納税義務者情報（共有情報を含む） ・申告書等の発送情報 ・一品ごとの適用する特例類型、特例率、適用開始年度、適用終了年度 ・一品ごとの適用する非課税類型、適用開始年度、適用終了年度、適用を受ける割合 ・適用する固定資産税の不均一課税類型、適用開始年度、適用終了年度 ・一品ごとの適用する減免類型、減免率、適用を開始した日（もしくは開始期）及び終了した日（もしくは終了期） ・更正事由及び更正年月日 ・申告受付日 ・申告区分（全資産申告、増減資産申告） ・電算処理フラグ ・サマリ入力フラグ ・申告種類（書面、eLTAX） ・管理方法区分（資産なし、廃業等（市外転出も含む。）、新規） ・価格決定区分（市町村、総務大臣、都道府県知事、その他） ・課税区分（申告、みなし課税、推計課税） ・償却資産申告書・種類別明細書・増減確認はがき・種類別明細書（閲覧用）作成停止フラグ ・プレ申告データの作成停止フラグ ・1/1（元旦）取得フラグ ・課税処理保留フラグ ・資産増減区分（増減あり、増減なし） ・催告書発送情報 ・一品ごとの登録年度（入力時に自動登録されること） ・メモ ・対応経過の記録 ・物件番号（自動採番を前提としている。なお、自動採番の採番ルールについては、各事業者のパッケージ標準の採番ルールに従う。） ・法人基本情報

【第3.0版】から【第4.0版】（案）への変更概要（固定資産税・機能要件）

機能ID	第3.0版	検討経過	第4.0版（案）
3.1.8 次年度向け償却資産課税台帳作成 ID:0120329	—	【4.0版】実装区分：標準オプションにて成案 複数の地方団体より頂戴した要望を踏まえ、本機能要件を追加した。	「次年度課税台帳作成対象外フラグ」等の項目を用いて、次年度向け償却資産課税台帳作成処理の対象外と判定できること。 備考 当該項目の使用しない対象外判定も差し支えないものとする。
4.1.1 納税義務者マスター管理 ID:0120302	納税義務者ごとに、納税義務者情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜納税義務者情報＞ ・宛名情報（宛名番号を含む。） ・納税義務者番号 ・納税者ID（eLTAX） ・振替口座情報（金融機関名、金融機関の支店名、口座番号、預金種別、口座名義人） ・宛名に係る異動日、届出日及び異動事由 ・課税処理保留フラグ（課税保留の該当の有無） ・閉鎖フラグ（納税義務者情報の閉鎖の有無） ・代理人等情報（肩書（相続人代表者、相続財産清算人、清算人、管財人、納税承継人、破産管財人、相続人・包括受遺者、納税管理人、法定代理人、成年後見人、保佐人、補助人、その他）、氏名、住所、電話番号、特記事項（メモ）） ・納税通知書等送付先情報（送付先の氏名・名称、郵便番号、住所又は居所、電話番号、送付先を設定する理由、送付先区分（相続人代表者、相続財産清算人、清算人、管財人、納税承継人、破産管財人、相続人・包括受遺者、納税管理人、法定代理人、成年後見人、保佐人、補助人、その他、納税義務者、担当税理士、担当支社）） ・償却資産申告書等送付先情報（送付先の氏名・名称、郵便番号、住所、電話番号、送付先を設定する理由、送付先区分（相続人代表者、相続財産管理人、清算人、管財人、納税承継人、破産管財人、相続人・包括受遺者、納税管理人、法定代理人、成年後見人、保佐人、補助人、その他、納税義務者、担当税理士、担当支社） 【令和4年度税制改正関係】 ・死亡の符号 ・相続人申告登記（法定相続人として申出をした者の氏名・住所） ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・検索用情報 ・DV被害者等の「住所に代わる事項」 ・非課税類型 ・減免該当者フラグ ・別段の意思表示フラグ ・メモ	民法改正事項として、改正前に想定される改正事項を備考を示していたが、法律の施行に伴い不要となった備考を削除する。	納税義務者ごとに、納税義務者情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜納税義務者情報＞ ・宛名情報（宛名番号を含む。） ・納税義務者番号 ・納税者ID（eLTAX） ・振替口座情報（金融機関名、金融機関の支店名、口座番号、預金種別、口座名義人） ・宛名に係る異動日、届出日及び異動事由 ・課税処理保留フラグ（課税保留の該当の有無） ・閉鎖フラグ（納税義務者情報の閉鎖の有無） ・代理人等情報（肩書（相続人代表者、相続財産清算人、清算人、管財人、納税承継人、破産管財人、相続人・包括受遺者、納税管理人、法定代理人、成年後見人、保佐人、補助人、その他）、氏名、住所、電話番号、特記事項（メモ）） ・納税通知書等送付先情報（送付先の氏名・名称、郵便番号、住所又は居所、電話番号、送付先を設定する理由、送付先区分（相続人代表者、相続財産清算人、清算人、管財人、納税承継人、破産管財人、相続人・包括受遺者、納税管理人、法定代理人、成年後見人、保佐人、補助人、その他、納税義務者、担当税理士、担当支社）） ・償却資産申告書等送付先情報（送付先の氏名・名称、郵便番号、住所、電話番号、送付先を設定する理由、送付先区分（相続人代表者、相続財産清算人、清算人、管財人、納税承継人、破産管財人、相続人・包括受遺者、納税管理人、法定代理人、成年後見人、保佐人、補助人、その他、納税義務者、担当税理士、担当支社） 【令和4年度税制改正関係】 ・死亡の符号 ・相続人申告登記（法定相続人として申出をした者の氏名・住所） ・会社法人等番号 ・外国居住者の国内連絡先 ・検索用情報 ・DV被害者等の「住所に代わる事項」 ・非課税類型 ・減免該当者フラグ ・別段の意思表示フラグ ・メモ

【第3.0版】から【第4.0版】（案）への変更概要（固定資産税・機能要件）

機能ID	第3.0版	検討経過	第4.0版（案）
4.1.1 納税義務者マスタ 管理 ID:0120302	備考 ・償却資産申告書等送付先情報は、納税通知書等送付先情報と送付先が異なる場合にのみに設定するもの。 ・固定資産税システム内に納税義務者マスタ機能を実装することを想定しているが、宛名システム側で同等機能を実装することも可とする。 ・宛名システムから宛名情報を連携している場合においては、宛名システムの全件データ（納税義務者以外の個人または法人のデータを含む。）を納税義務者マスタに設定することも可とする。 ・「DV被害者等の「住所に代わる事項」」については、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に規定する日から施行される。 『DV被害者等の「住所に代わる事項」』は、土地登記情報及び家屋登記情報における項目と同一のものである。 ・振替口座情報については、収納管理システム等のサブシステムからの参照も可とする。 ・「送付先を設定する理由」はメモでの代替も可とする。	民法改正事項として、改正前に想定される改正事項を備考を示していたが、法律の施行に伴い不要となった備考を削除する。	備考 ・償却資産申告書等送付先情報は、納税通知書等送付先情報と送付先が異なる場合にのみに設定するもの。 ・固定資産税システム内に納税義務者マスタ機能を実装することを想定しているが、宛名システム側で同等機能を実装することも可とする。 ・宛名システムから宛名情報を連携している場合においては、宛名システムの全件データ（納税義務者以外の個人または法人のデータを含む。）を納税義務者マスタに設定することも可とする。 『DV被害者等の「住所に代わる事項」』は、土地登記情報及び家屋登記情報における項目と同一のものである。 ・振替口座情報については、収納管理システム等のサブシステムからの参照も可とする。 ・「送付先を設定する理由」はメモでの代替も可とする。
8.1.2 納税通知書等発行 ID:0120237	送付先が設定されている場合、宛先を「[送付先氏名]様方（[納税義務者氏名様]分）」として印字できること。 （例）「送付先氏名：山田太郎」、「納税義務者：山田一郎」の場合、宛先の印字は次のとおりとなる。「山田太郎 様（山田一郎 様分）」	機能要件と記載例どちらの表記も認められる旨を備考に記載した。	送付先が設定されている場合、宛先を「[送付先氏名]様方（[納税義務者氏名様]分）」として印字できること。 （例）「送付先氏名：山田太郎」、「納税義務者：山田一郎」の場合、宛先の印字は次のとおりとなる。「山田太郎 様（山田一郎 様分）」 備考 「様」について、以下のどちらかとするかについては、事業者のパッケージに委ねることとする。 「[送付先氏名]様（[納税義務者氏名様]分）」 「[送付先氏名]様方（[納税義務者氏名様]分）」
8.1.10 税務署への通知 ID:0120245	備考 本機能は、令和6年3月1日又は戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日に施行される。	戸籍法改正事項として、改正前に想定される改正事項を備考を示していたが、法律の施行に伴い不要となった備考を削除する。	—
8.2.1 証明書発行 ID:0120250	【令和4年度税制改正関係】 土地登記情報又は家屋登記情報マスタに「DV被害者等の住所に代わる事項」が設定されている固定資産についての証明書等を発行する際は、住所に代わる事項が印字されること。 備考 ・本機能は、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に規定する日から施行される。 宛名情報に「支援措置情報・要注意情報」が設定されている場合における発行抑止機能等は、税共通機能ID:0160049-0160051を参照。	民法改正事項として、改正前に想定される改正事項を備考を示していたが、法律の施行に伴い不要となった備考を削除する。	土地登記情報又は家屋登記情報マスタに「DV被害者等の住所に代わる事項」が設定されている固定資産についての証明書等を発行する際は、住所に代わる事項が印字されること。 備考 宛名情報に「支援措置情報・要注意情報」が設定されている場合における発行抑止機能等は、税共通機能ID:0160049-0160051を参照。

【第3.0版】から【第4.0版】（案）への変更概要（固定資産税・機能要件）

機能ID	第3.0版	検討経過	第4.0版（案）
8.2.1 証明書発行 ID:0120251	【令和4年税制改正関係】 「DV被害者等の住所に代わる事項」が設定されている納税義務者が所有する固定資産についての証明書等を発行する際は、アラートが表示されること。 備考 ・本機能は、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に規定する日から施行される。	民法改正事項として、改正前に想定される改正事項を備考を示していたが、法律の施行に伴い不要となった備考を削除する。	「DV被害者等の住所に代わる事項」が設定されている納税義務者が所有する固定資産についての証明書等を発行する際は、アラートが表示されること。
10.1.3 検索対象 ID:0120321	賦課状況照会画面において、同一納税義務者で複数の納税義務者番号を保持している場合で、関連付けを行っている（機能ID:0120258）納税義務者番号において検索できること。	引用元の機能IDが改訂されたことにより、本機能要件の機能IDを訂正する。	賦課状況照会画面において、同一納税義務者で複数の納税義務者番号を保持している場合で、関連付けを行っている（機能ID:0120201）納税義務者番号において検索できること。

【第3.0版】から【第4.0版】（案）への変更概要（軽自動車税・機能要件）

機能ID	第3.0版	検討経過	第4.0版（案）
1.2.20 軽自動車OSS連携 ID:0130208	軽自動車OSSと連携し、電子申告データを一括取込みできること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新（新規登録）が一括及び個別でできること。	二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車に係る軽自動車税申告手続のオンライン化に向けて、「取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新（新規登録）が一括及び個別でできること。」から（新規登録）を削除した。	軽自動車OSSと連携し、電子申告データを一括取込みできること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新が一括及び個別でできること。
1.2.32 eLTAX連携データ出力 ID:0130069	期間を指定して以下のデータを出力できること。 ＜対象データ＞ ・原付・小型特殊に係る異動データ ・軽二輪・小型二輪に係る異動データ	「二輪車等に係る申告手続の簡素化への対応」について、原付・小型特殊と小型二輪・軽二輪は同じ様式となるため、課税物件異動通知に揃えた。廃車登録時に受信するデータも、課税物件異動通知のことなので用語を統一した。	期間を指定して以下のデータを出力できること。 ＜対象データ＞ ・原付・小型特殊に係る異動データ（課税物件異動通知） ・軽二輪・小型二輪に係る異動データ（課税物件異動通知）
1.2.33 eLTAX連携データ取込 ID:0130070	eLTAXと連携し、異動データを一括取込みできること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新（廃車登録）ができること。	「二輪車等に係る申告手続の簡素化への対応」について、原付・小型特殊と小型二輪・軽二輪は同じ様式となるため、課税物件異動通知に揃えた。廃車登録時に受信するデータも、課税物件異動通知のことなので用語を統一した。	eLTAXと連携し、異動データ（課税物件異動通知）を一括取込みできること。 取込結果を確認、修正し、台帳情報の更新（廃車登録）ができること。
1.3.1 検査情報取込処理 ID:0130209	—	一部の団体では全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報（新車新規登録、移転登録、抹消登録等）を各地方軽自動車協会が加工した情報で取り込んで当該事務を実施しているため、標準オプション機能として追加した。	全国軽自動車協会連合会からの検査情報を任意のレイアウトに加工した情報を取り込むこと。 要件の考え方・理由 一部の団体では全国軽自動車協会連合会からの軽自動車検査情報（新車新規登録、移転登録、抹消登録等）を各地方軽自動車協会が加工した情報で取り込んで当該事務を実施しているため、こちらは標準オプション機能とする。
3.1.2 審査結果情報管理 ID:0130189	障害に係る減免の申請について、障害者情報を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜障害者情報＞ 宛名基本情報 障害程度 障害名 障害等級 要件の考え方・理由 地方団体によっては、障害者に係る減免を実施する場合があることから関連する障害者情報の管理については標準オプション機能とする。	機能ID130107と同様の内容であるため、本要件は削除とする。	—
3.1.2 審査結果情報管理 ID:0130194	—	「3.2減免処理」に定義していた本機能を「3.1税額変更申告受付処理」に定義した。	商用車の課税免除に係る審査（決定/却下等）および解除登録が一括でできること。 要件の考え方・理由 軽自動車税の課税を効率的に行う上で有用と判断したが、使用している地方団体が限られるため標準オプション機能としている。

【第3.0版】から【第4.0版】（案）への変更概要（軽自動車税・機能要件）

機能ID	第3.0版	検討経過	第4.0版(案)
3.2.9 減免情報管理 ID:0130194	商用車の課税免除に係る審査（決定/却下等）および解除登録が一括でできること。 要件の考え方・理由 軽自動車税の課税を効率的に行う上で有用と判断したが、使用している地方団体が限られるため標準オプション機能としている。	「3.2減免処理」に定義していた本機能を「3.1税額変更申告受付処理」に定義した。	—
3.3.4 税額変更処理 ID:0130210	税額変更処理を行った対象者を抽出し、税額変更者リストを出力できること。 ＜抽出条件＞ 税額変更年月 備考 ・以下の帳票要件に関連する。 No.68_税額変更者リスト	帳票要件と整合を取る形で税額変更処理を行った対象者の一覧の名称を税額変更処理結果確認用一覧に変更した。	税額変更処理を行った対象者を抽出し、税額変更処理結果確認用一覧を出力できること。 ＜抽出条件＞ 税額変更年月 備考 ・以下の帳票要件に関連する。 帳票ID0130072税額変更処理結果確認用一覧
4.2.5 他の地方団体標識 の廃車申告情報管理 ID:0130211	他の地方団体で標識交付を行った車両について、廃車申告内容を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜他の地方団体標識車両の廃車申告情報＞ 申告年月日 異動年月日（廃車年月日） 事由 他の地方団体情報（地方団体名、課税物件異動通知書送付年月日） 旧納税義務者情報（氏名（名称）・住所（所在地）） 旧標識番号 また、以下の項目については自団体における新規登録の内容と共通した内容で登録ができ、個別に修正もできること。 ＜他の地方団体の車両情報＞ 種別 車台番号 車名 総排気量 排気区分 型式 型式認定番号 原動機型式	「総排気量」、「総排気量等」と定義されている箇所を「総排気量又は定格出力」に統一した。 「二輪車等に係る申告手続きの簡素化への対応」のため、小型二輪、軽二輪についても他の地方団体の情報が必要となる。小型二輪、軽二輪の税申告書には旧納税義務者情報がなく、旧所有者情報、旧使用者情報しかないため、旧納税義務者情報を旧所有者情報、旧使用者情報に修正した。	他の地方団体で標識交付を行った車両について、廃車申告内容を管理（設定・保持・修正）できること。 ＜他の地方団体標識車両の廃車申告情報＞ 申告年月日 異動年月日（廃車年月日） 事由 他の地方団体情報（地方団体名、課税物件異動通知書送付年月日） 旧所有者（氏名（名称）・住所（所在地）） 旧使用者（氏名（名称）・住所（所在地）） 旧標識番号 また、以下の項目については自団体における新規登録の内容と共通した内容で登録ができ、個別に修正もできること。 ＜他の地方団体の車両情報＞ 種別 車台番号 車名 総排気量又は定格出力 排気区分 型式 型式認定番号 原動機型式
5.2.1 収納状況照会 ID:0130212	—	収納情報として「不納欠損」が必要との意見を踏まえ、追加した。	不納欠損

【第3.0版】から【第4.0版】（案）への変更概要（収納管理・機能要件）

機能ID	第3.0版	検討経過	第4.0版（案）
2.1.1 消込用データの作成・管理 ID:0140474	取り込んだ納付データを基に、各税目の消込用データを作成できること。 <消込用データ> ・中間標準レイアウトの項目 ・領収年月日 ・収入年月日 ・消込処理日 ・納付書種別 ・eLTAXの納税者ID ・収納機関番号 ・納付番号	デジタル庁が示す「標準仕様書間の横並び調整方針」に従い中間標準レイアウトの記載を削除。 また、列挙していた各項目について基本データリストと重複しているものを削除。	取り込んだ納付データを基に、各税目の消込用データを作成できること。 <主な消込用データ> ・基本データリストの項目 ・消込処理日
3.3.17 還付充当通知発行／再発行 ID:0140263	要件の考え方・理由 再度の計算処理は行わないことを想定している。	要件の考え方・理由に記載の再度の計算処理について、地方団体ごとに運用が異なることをWTIにて確認したため削除。	—
6.1.3 納付書仕様 ID:0140344	要件の考え方・理由 地方税統一QRコードには将来的にURL等のバイナリデータを格納する可能性も考慮しておく必要がある。したがって、QRコードの生成にあたっては、格納するデータのタグごとのデータ種別が異なっている、最適なサイズの、QRコードを生成できるようにすること。	要件の考え方・理由について、デジタル庁からの要請に基づき「QRコード」を「二次元コード」に訂正。 ただし、「地方税統一QRコード」という文言については、諸般の事情を考慮しそのままとしている。	要件の考え方・理由 地方税統一QRコードには将来的にURL等のバイナリデータを格納する可能性も考慮しておく必要がある。したがって、二次元コードの生成にあたっては、格納するデータのタグごとのデータ種別が異なっている、最適なサイズの、二次元コードを生成できるようにすること。

【第3.0版】から【第4.0版】（案）への変更概要（滞納管理・機能要件）

機能ID	第3.0版	検討経過	第4.0版（案）
2.2.2 催告書作成 ID:150354	抽出条件を指定し、催告書を一括及び個別に出力できること。 個人画面から、催告書を個別に出力できること。 催告書の出力時、住所や郵便番号、担当者でのソート機能を有すること。 催告書引抜きリストを出力できること。また、引抜きリストの対象者は、催告書発送履歴（交渉経過を含む）を自動で削除されること。 ＜引抜の条件＞ ・出力年月日から発送年月日までの消込・仮消込 ・調定額の変更 ・転居 ・滞納処分、執行停止、猶予 ・死亡者 ・住民票の強制削除 ・分割納付誓約中	デジタル庁データ要件連携要件の全国意見照会より、「自動削除（「また、引抜きリストの対象者は、催告書発送履歴（交渉経過を含む）を自動で削除されること。」）はしない方がよい」という意見があった。こちらについてWTから、同様の趣旨の意見があったことから、できる規定に緩和することでどちらでもよいこととした。	抽出条件を指定し、催告書を一括及び個別に出力できること。 個人画面から、催告書を個別に出力できること。 催告書の出力時、住所や郵便番号、担当者でのソート機能を有すること。 催告書引抜きリストを出力できること。また、引抜きリストの対象者は、催告書発送履歴（交渉経過を含む）を自動で削除することができること。 ＜引抜の条件＞ ・出力年月日から発送年月日までの消込・仮消込 ・調定額の変更 ・転居 ・滞納処分、執行停止、猶予 ・死亡者 ・住民票の強制削除 ・分割納付誓約中
2.2.2 催告書作成 ID:150355	—	デジタル庁データ要件連携要件の全国意見照会より、「複数期が催告対象で1期のみ納付がある場合等において、引抜きリストの対象者でも（一部の納付のため）催告書を発送するケースがある」との意見があったことからWTに諮ったところ、地方団体によっては一部納付の際は引抜きを行うケースがあることから、自治体によって対応が異なるものと判明したため、標準オプション機能として追加することとした。	催告書引抜きリストについて、一部納付などの場合、催告書引抜きを行わないことも可能であること。 要件の考え方・理由 ・複数期が催告対象で1期のみ納付がある場合等において、引抜きリストの対象者でも（一部の納付のため）催告書を発送するケースがある。ただし、地方団体によっては一部納付の際は引抜きを行うケースがあることから、自治体によって対応が異なるものとして、「標準オプション機能」とした。
4.1.6 教示文 ID:150307	—	教示文の文字数について現行の文字数では不足するとの意見があり、WTにて意見照会したところ、構成員においては税のみであれば700字程度で収まるが、税以外を徴収している場合（国保の同時徴収等）は超えることがあると判明した。税システム標準仕様書においては税以外の内容は対象外としていることから、本行では税のみを対象として仕様書を作成している旨示すこととした。	備考 税以外に徴収するケースは本仕様書上定義しない。

【第3.0版】から【第4.0版】(案)への変更概要(税務共通・機能要件)

機能ID	第3.0版	検討経過	第4.0版(案)
1.1.1 宛名管理 ID:0160130	住民、住登外者の宛名基本情報として以下を管理(参照、登録、修正)できること。 ＜住民、住登外者の基本情報＞ ・宛名番号 ・世帯番号 ・行政区(地区管理) ・管内管外の区分 ・住民区分(住民、住登外者、法人の別) ・住民種別(日本人・外国人の別) ・国籍/在留資格情報 ・住民状態(死亡・転出等) ・氏名 ・氏名フリガナ ・氏名(通称) ・氏名(通称)フリガナ ・氏名(漢字、アルファベット)※外国人住民の場合のみ ・旧氏 ・旧氏フリガナ ・世帯主 ・続柄 ・生年月日 ・死亡年月日 ・非住民日 ・性別 ・郵便番号 ・住所コード ・住所(方書含む。) ・登録税目コード ・連絡先区分(自宅/勤務先/携帯) ・電話番号(複数管理も可能) ・eLTAX納税者ID	住民記録システム標準仕様書の記載と整合を取る形で修正。	住民、住登外者の宛名基本情報として以下を管理(参照、登録、修正)できること。 ＜住民、住登外者の基本情報＞ ・宛名番号 ・世帯番号 ・行政区(地区管理) ・管内管外の区分 ・住民区分(住民、住登外者、法人の別) ・住民種別(日本人・外国人の別) ・国籍/在留資格情報 ・住民状態(死亡・転出等) ・氏名 ・氏名振仮名 ・氏名(通称) ・氏名(通称)振仮名 ・氏名(漢字、アルファベット)※外国人住民の場合のみ ・旧氏 ・旧氏振仮名 ・世帯主 ・続柄 ・生年月日 ・死亡年月日 ・非住民日 ・性別 ・郵便番号 ・住所コード ・住所(方書含む。) ・登録税目コード ・連絡先区分(自宅/勤務先/携帯) ・電話番号(複数管理も可能) ・eLTAX納税者ID
1.1.9 公印管理 ID:0160131	発行者及び職務代理者の公印が管理できること。また、発行者及び職務代理者毎に複数種類の公印が管理でき、帳票ごとに公印の種類を設定できること。 職務代理者の指定期間を設定できること。 システムから出力される公印印字に対応する各種証明書・各種通知書には、帳票ごとに、発行者又は職務代理者の職名・氏名、公印、発行年月日・市区町村名・発行プリンタ番号等印字の有無及び公印の種類(発行者又は職務代理者の印)が選択できること。また、発行者又は職務代理者の職名を印字する場合は、指定都市・特別区の場合も含め、都道府県名を印字すること。 なお、公印は電子公印に対応し、種類(発行者又は職務代理者の印、証明書専用の印)が選択できること。また、「公印省略」「この印は黒色です」等の任意の固定文言が印字できること。 なお、本庁・支所ごとの登録管理は不要とする。	事業者意見を踏まえ、住民記録システム標準仕様書の記載と整合を取る形で修正。 なお、発行年月日については空欄としたうえで手書きする運用が確認されているため要件としている。	発行者及び職務代理者の公印が管理できること。また、発行者及び職務代理者毎に複数種類の公印が管理でき、帳票ごとに公印の種類を設定できること。 職務代理者の指定期間を設定できること。 システムから出力される公印印字に対応する各種証明書・各種通知書には、帳票ごとに、発行者又は職務代理者の職名・氏名、公印、発行年月日・等印字の有無及び公印の種類(発行者又は職務代理者の印)が選択できること。また、発行者又は職務代理者の職名を印字する場合は、都道府県名を印字すること。ただし、指定都市においては都道府県名を省略することも可能とする。 なお、公印は電子公印に対応し、種類(発行者又は職務代理者の印、証明書専用の印)が選択できること。また、「公印省略」「この印は黒色です」等の任意の固定文言が印字できること。 なお、本庁・支所ごとの登録管理は不要とする。

【第3.0版】から【第4.0版】（案）への変更概要（税務共通・機能要件）

機能ID	第3.0版	検討経過	第4.0版(案)
1.1.9 公印管理 ID:0160132	支所・出張所の専用公印を持つこと。 指定都市や特別区等においては、発行者又は職務代理者の 職名を印字する場合に、都道府県名の印字を省略できること。	住民記録システム標準仕様書の記載と整合を取る形で修正。	支所・出張所の専用公印を持つこと。